

健康診断の流れと要点

「学校歯科医の活動指針<改訂版>」付録

- 1 保健調査票で本人の状態や問題点を確認する。
- 2 口を閉じて姿勢を正して座らせ、顎・顔面・口（口唇・口角を含む）の状態を外部から検査する。



異常あり → 学校歯科医所見欄に記入

- 3 顎関節部に指を当て、口を開閉させて顎関節の状態を検査する。



◆ 顎関節

異常なし

定期的観察が必要

専門医（歯科医師）による診断が必要

→ 0
→ 1
→ 2

- 4 口を開閉させて歯列・咬合の状態を検査する。



◆ 歯列・咬合

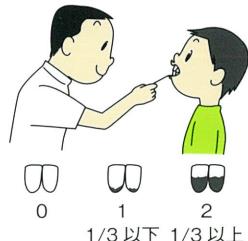
異常なし

定期的観察が必要

専門医（歯科医師）による診断が必要

→ 0
→ 1
→ 2

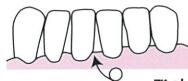
- 5 噙み合わせた状態で前歯部の歯垢の付着状態を検査する。



ほとんどなし
歯面の 1/3 以下
歯面の 1/3 を超える

→ 0
→ 1
→ 2

- 6 噙み合わせた状態で歯垢の付着状況等を勘案したうえ前歯部の歯肉の状態を検査する。



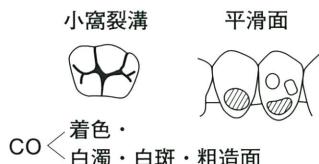
発赤・腫脹・出血

GO=歯石の付いていない歯肉炎

異常なし
定期的観察が必要 GO
専門医(歯科医師)による診断が必要 G

→ 0
→ 1
→ 2

- 7 口を開けて歯の状態を検査する。



現在歯、むし歯、処置歯、喪失歯、要注意乳歯、要観察歯、中心結節、過剰歯、エナメル質形成不全など

要観察 → CO

要治療 → C

- 8 一連の流れの中で粘膜等その他の口の状態を検査する。

- 9 児童生徒等が抱えている問題や相談があればそれに応じる。

●児童生徒健康診断票(歯・口)記入方法●

顎関節

顎関節の状態は、異常なし=0、定期的観察が必要=1、専門医（歯科医師）による診断が必要=2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。

歯列・咬合

歯列・咬合の状態は、異常なし=0、定期的観察が必要=1、専門医（歯科医師）による診断が必要=2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。

歯垢の状態

歯垢の付着状態は、ほとんど付着なし=0、歯面の三分の一程度までの付着あり=1、歯面の三分の一を超える付着あり=2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。

歯肉の状態

歯肉の状態は、歯垢の付着とも関連深いものであるが、増殖や退縮などの歯肉症状からみて、異常なし（歯肉に炎症のない者）=0、歯垢の付着があり歯肉に炎症があるが歯石沈着は認められない者で適切な保健指導と定期的観察が必要な者 GO=1、歯科医師による検査や診断・治療が必要な歯周疾患の認められる者 G=2、の3区分にスクリーニングし、それぞれ0、1、2で記入。

歯式

- ★現在歯、むし歯、喪失歯、要注意乳歯及び要観察歯は、記号を用いて、歯式の該当歯部に記入。
- ★現在歯は乳歯、永久歯とも該当歯部を斜線または連続線で消す。記号=-, /, \を該当歯部に記入。
- ★喪失歯△は、むし歯が原因で喪失した永久歯のみ、記号=△を該当歯部に記入。
（＊外傷、便宜抜歯等で喪失した歯、及び乳歯の喪失歯の該当歯部には何も記入しない）
- ★要注意乳歯×は、保存の適否を慎重に考慮する必要があるとみとめられる乳歯で、記号=×を該当歯部に記入。
- ★むし歯は、乳歯、永久歯ともに処置歯○と未処置歯Cに区分し、それぞれの記号を該当歯部に記入。
- ★処置歯○は、充填、補綴により、歯の機能を営むことができると認められる歯で、記号=○を該当歯部に記入。
（＊むし歯の治療中、及び治療後のむし歯の再発により治療が必要な歯は未処置歯Cとする。）
- ★未処置歯Cは、視診にて明らかなう窩が確認できる歯である。記号=Cを該当歯部に記入し、受診を指示。
- ★要観察歯COは、視診にて明らかなう窩は確認できないがむし歯の初期病変の徴候（白濁、白斑、褐色斑）が認められ、その状態を経時に注意深く観察する必要のある歯。記号=COを該当歯部に記入する。食生活の見直しや清掃の確認等の指導を指示。

歯の状態

歯式の欄の該当する歯数の合計をそれぞれの該当欄に記入する。

その他の疾病及び異常

口内炎、口角炎等の疾病及び上唇・舌小帯付着異常、中心結節、過剰歯、先天性欠如の疑い、エナメル質形成不全等の異常名と部位を記入。

学校歯科医所見

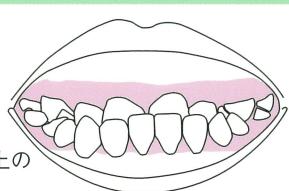
規則第7条及び第9条の規定によって、学校においてとるべき事後措置に関連して、学校歯科医が必要と認める事項を記入押印し、押印した年月日を記入。CO要相談、要注意乳歯、GO、G、補綴を要する等その他留意すべき事項を記入。
◎CO要相談一例えは、隣接面や修復物下部に着色変化の見られる場合、およびむし歯の初期病変の兆候が多数認められる等、が該当する。

事後措置

規則第9条の規定によって、学校においては事後措置を具体的に記入する。受診勧告、清掃指導、食生活指導、健康相談等。

咬合判定「2」の基準

下顎前突



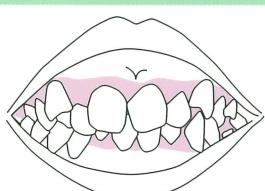
前歯部2歯以上の逆被蓋

上顎前突



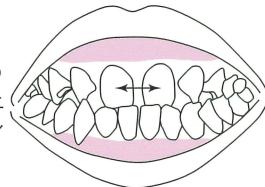
オーバージェットが7~8mm以上
(デンタルミラーの直径の半分以上)

叢生



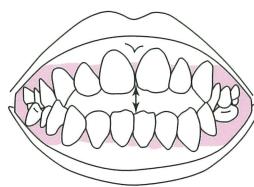
隣接歯が互いの歯冠幅径の1/4以上重なり合っているもの

正中離開



上顎中切歯間の空隙が6mm以上
(通常のデンタルミラーのホルダーの太さ以上)

開咬



上下顎前歯切縁間の空隙が6mm以上
(通常のデンタルミラーのホルダーの太さ以上)。ただし、萌出が歯冠長の1/3以下の中は除外

その他

これら以外の状態で特に注意すべき咬合並びに特記事項（例えは、過蓋咬合、交叉咬合、鋸状咬合、逆被蓋（たとえ1歯でも咬合性外傷のあるもの）、軟組織の異常、過剰歯、限局した著しい咬耗など）